

平成 22 年度 第 2 回 機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 23 年 3 月 8 日 (火) 13:00~15:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3 階 珊瑚の間

3. 議 題

- (1) 機関保証制度に係る将来のリスク分析結果報告
- (2) 自由討議
- (3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員)

市橋委員、斉藤委員、宗野委員、三隅委員 (委員長)、阿部委員、月岡委員

(□日本国際教育支援協会)

井上理事長 (オブザーバー)

(■分析受託業者)

5. 議事概要

- (1) 事務局、財団法人日本国際教育支援協会 (以下、「協会」という。) 及び分析業務受託業者から説明を行った。この中で委員から以下の質疑応答があった。

(質疑応答概要)

◎委員：代弁の審査は、協会の機関保証センターにおいて行っているとの説明のほかに、外部の第三者からの審査を受けているとの説明があったが、外部の第三者はどのような立場の者か。

□協会：協会の機関保証センターで審査したのち、公平中立性の観点から、外部の有識者として協会の顧問弁護士を招いて、代弁審査会を毎月開催し、審議を行っている。

◎委員：機構が代弁請求を行ったもののうち、協会により却下されている割合が多い印象があるが、銀行と保証機関でもそういったことはあるのか。

◎委員：銀行は基本的に 3 ヶ月間督促を行い、代弁に移行する。機構の場合と、貸し出しの際審査を行う銀行の場合とを一概に比較することはできないが、銀行では、保証機関から代弁を却下されることはない。銀行は形式基準で代弁している。延滞者の属性等は鑑みて

いない。

◎委員：もともと銀行と保証機関とで代弁の基準の合意が取れているということか。

◎委員：そのとおりである。

◎委員：平成 20 年度の本委員会報告書において、保証債務の履行範囲が 395 日を限度としていたことについて、早急に協議を行い、是正すべきことを指摘し、平成 21 年度に当該取扱いについては改訂された。機構と協会との間で、代弁基準に関して合意があったうえでの代弁不可であれば問題はない。もし、それがないのであれば、機構と協会が締結している包括保証契約は、連帯保証であるため、本来、催告の抗弁や検索の抗弁が協会にはないはずであり、機構と協会とで合意ができていない場合、協会の連帯保証債務の不履行ということになる。機構と協会との間の契約上の基準で代弁不可としているのか、協会の独自の基準により不可としているのかが、先ほどの説明からは見えてこない。そこは検討する必要があるのではないか。

◎委員：両理事長間で、包括保証契約書、また、保証債務の履行請求の取扱いに関する確認書も交わしているので合意の上での対応となっている。この機関保証制度は、人的保証の連帯保証人のようなものではなく、国の政策として低廉な保証料で運営する必要があるため、機構は十分な督促を行う必要がある。代弁の履行率が低いことを問題にすることより、機構が督促を強化していくことが、機関保証制度の健全な財政運営の確保につながると考える。

◎委員：機構は、債権を一方的に協会に転嫁しようとしているわけではない。現に様々な回収強化のための施策を実施しており、また、その効果が出始めているものと思う。機構はきっちりと督促を行っている。それは、法やルールに定められた中で行っている。モデレートな請求であれば、まずは代弁をし、それから収支の健全性について、本委員会をとおして安定した仕組みを作っていくべきである。

◎委員：機構と協会との間で、代弁基準に関する合意を整える必要があると考える。

◎委員：想定代弁率分析報告については、二通りのアプローチから想定代弁率を分析した結果、概ね同じ数字が現れたということは、信用に足る数字であるということだと思う。

◎委員：施策効果分析報告については、個人信用情報機関の利用と回収プロセスの早期化には効果が現れているという検証になったと思う。

◎委員：回収施策の効果を含めて、最終的に平成 40 年度までの財政収支のシミュレーションを実施したところ、現在の保証料率を維持した場合であっても平成 40 年度まで見ても収支相償を達成できていることが確認できた。

◎委員：シミュレーションの前提として、人的保証の比率を参照し機関保証の想定代弁率を

算出していると理解している。人的保証は過去のデータの蓄積が豊富にあるため、過去の実績に基づけば統計的に客観性があると考えられるが、機関保証の場合は制度発足後の期間も短く、将来の代弁率を想定するための実績も十分に蓄積されていないと考えられる。これをシミュレーションで使用することで、実績における代位弁済の状況が反映されているのか。

■分析受託業者：シミュレーションの想定代弁率は、代弁適状になる債権の論理上の件数に基づいて算出したものとなっているが、シミュレーションと現実との間でタイミングのずれがある。基本的には、中長期的な推計と実際の各年度の金額との間には、期ずれが生じるものと認識している。なお、直近の傾向としては、個人信用情報機関登録に関する同意書提出者に係る延滞抑止効果が顕れているため、特に昨年10月に奨学金の返還が始まる方のパフォーマンスが、かなり良好な状況であることを見て取ることができる。機関保証制度は制度発足後間もなく、機関保証制度加入者に関する実績もようやく出始めた段階であるので、依然として将来の状況は予断を許さないところではあるものの、良い徴候が確認できている部分も存在する。今後は、そのような状況を織り交ぜながら、引き続きウオッチしていくことが必要であると考えている。

◎委員：もともと請求をした結果として代位弁済しているので、シミュレーションには大きく影響しないと考えられるが、代位弁済の状況が整理されると、将来も代位弁済の規模が拡大するという認識を持っている。その部分が、十分織り込まれたシミュレーションとなっているのか。

◎委員：想定代弁率というのは、今後の実際の代位弁済の規模を想定しているのではなく、延滞13ヶ月に達した債権が代位弁済された場合を想定している。その場合財政的にどのように動くのかということで、期ずれするという要素はあるが、長期的にシミュレーションが悪い方向に向かうということは、現時点ではないということ。

◎委員：それでは、財政収支シミュレーション上では、ある程度の確率で、この水準より悪くなる可能性はそれほどないという意味をもつのか。

◎委員：シミュレーションは中長期的な観点で実施したため、実際上の各年度の規模とは推計上の期ずれが起きている。そのため、実際に各年度の保証機関の収支がシミュレーションとぴったり一致するというものではない。実際上の規模に比べてシミュレーション上の財政収支の規模は後追いになる傾向がある。

◎委員：延滞13ヶ月に達した債権が代位弁済された場合を想定しているということは、例えば代弁請求をした結果、不可とされるような債権も含まれたシミュレーションになっているということか。

■分析受託業者：そのとおりである。

◎委員：前年度に行った分析と比較してもそれほど大きな変化がなく、想定される保証金残高も収支の健全性を考えるうえで安心できる数字だと思う。これを踏まえて管理していけば、今後も安定的な保証制度が運営できると考える。

◎委員：今回のシミュレーションでは、現在の保証料率で安定的な保証制度が運営できるという結果になっている。ただし、機関保証に関するデータの蓄積が浅いことから、シミュレーションの精度を高めるために、今後も引続きデータを蓄積していかなければならないと考える。一方で、データの蓄積が浅いため、ともすると、数値が大きく変動しかねない状況であるにも関わらず、前年度の分析結果と大きな差が出なかったということは、注目してよいと思う。

◎委員：今のものを翌年度へ、過去のを今年度へという、その期ずれの影響があるので、各年度の金額というのはシミュレーションどおりぴったりとはいかない。中長期的には最大の考え方であっても、期ずれの影響により単年度では凸凹あることを留意してほしい。

◎委員：単年度ごとの金額ではなく、より中長期的な財政収支で見ればよいと思う。

(2) 平成22年度機関保証制度検証委員会における報告書の方向性

平成22年度機関保証制度検証委員会における報告書の方向性について、次回委員会までに事務局までご意見を寄せられたい旨、委員長より説明があった。

(以 上)